

「マイナンバー」でどんなことが変わるのか

国が進めている「マイナンバー制度」。今年の10月にひとりひとり割り振られた番号が通知される予定になっています。税の支払いや社会保障の利用状況を「マイナンバー」で一元的に管理することによって、国や自治体の事務が効率化され経費削減が図れること、国民の事務手続きの簡素化・利便性の向上が図られると謳われていますが、個人情報流出が懸念されてもいる制度です。最近、年金情報の流出が問題となりましたが、マイナンバーで情報が一元化されていけば、情報漏洩の影響はより大きくなるのではないかと懸念されるからでは、今後、どのような点が変わっていき、どのような点に注意が必要なのか、現状と課題をご紹介します。

6月の区議会では「練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針素案」と関連する条例※の骨子案が示されました。

※(仮称)練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報等の提供に関する条例(骨子案)

7月1日号の区報・ホームページで周知され、7月31日までパブリックコメント(区民意見募集)がされますので、ぜひ皆さんもご覧になり、区にご意見をお寄せください。

(内容はホームページに掲載される他、図書館、区民事務所、出張所などで閲覧できます。)

マイナンバーに関する今後のスケジュールは左の表の通りです。国の定めた範囲で年明けからマイナンバーが必要になる事務もありますが、区独自の事務やポータルサイトなど、まだ実施までの時間があるものもあります。

情報漏洩対策は？

マイナンバーは、税、社会保障、災害対策とその関連分野に利用が限られています。番号によってその

人の同一性が判別でき、行政機関の事務の効率化が図れること、個人が行政の手続きをする際にマイナンバーを使うことで添付する証明書類が不要になるなどの利便性の向上があげられています。また、写真付きの個人番号カードを作れば身分証明書として活用できたり、コンビニでの住民票等の発行もできるようになります。しかし一方、税や福祉の利用状況などの情報とマイナンバーが紐付けられることで、番号の漏洩による個人情報の悪用を心配する方も多いのではないのでしょうか。

これに対し、合理性なくマイナンバー等の個人情報収集した場合の罰則の強化、国や自治体など異なる機関での情報連携の際にはマイナンバーは用いないこと、区役所内での部署間の情報連携は条例に定めた上で実施すること、練馬区としてマイナンバーを利用する事務を行う際にはあらかじめ「個人情報保護評価書」を作成し、区民の皆さんに公表・意見募集をするなどの対策をとり、漏洩を防ぐということです。しかし、次のような課題が残っています。

- ・罰則があるとはいえ、行政事務を受託する事業者、給与

支払の事務をする人、身分証明書としての提示を受ける立場にある人など様々な人の目に触れる機会があり、物理的・技術的には個人情報の収集または漏洩ができる可能性はある

- ・漏洩の可能性がある場合は変更可能とのことだが基本的にはマイナンバーは一生変更されないもので、カードの紛失等による悪用の懸念が残る
- ・高齢の方のカード・パスワードの管理(詐欺のような形で情報を聞き出されて悪用されることがないか)などです。

個人番号カードは来年から発行され、住民票などのコンビニでの発行ができるようになりますが、これらの証明書は区民事務所(大泉学園駅北口の新しいビル内、石神井庁舎、区役所など区内6か所)や区内11の郵便局(大泉郵便局をはじめ、出張所の近くにある郵便局)ではカードなしに申請書への記入により発行可能なものです。カードがなければできない事務はありません。通知カードは全員に送付されますが、個人番号カードは本人の申請によって発行されるものなので、発行せずに様子を見ることも可能です。

マイナンバーに関する今後のスケジュール

2015年10月	マイナンバーをお知らせする「通知カード」と個人番号カードの申請書が皆さんの家に送られます。
2016年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●個人番号カード(写真付きのもの)の交付開始 <p>行政の窓口等で手続きでマイナンバーが必要なときに個人番号カードではなく通知カードで代替する場合はあわせて免許証などの本人確認書類が必要となります。個人番号カードの申請は郵送とオンライン(写真はスマートフォンで撮ったもので可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告や年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他の福祉の給付等でマイナンバーの記載が必要になります。
2016年4月	<p>コンビニでの証明書交付開始</p> <p>マルチコピー機を用いて自動で発行。区外のコンビニも可能。利用時間は午前6時30分～午後11時。住民票、印鑑証明、戸籍の謄抄本、住民税の証明書を取ることができます。利用には個人番号カードが必要。</p>
2016年6月	今まで出張所等に設置されていた自動交付機の廃止。
2017年1月	<p>ポータルサイトの運用開始</p> <p>インターネットで個人番号とパスワードを入力すると、自分の情報をいつ誰がなぜ使ったのか見ることができ。また将来的には税・年金・検診などの履歴も調べられるようにすることが検討されているとのこと。</p>
2017年7月	自治体の事務における情報連携開始

練馬区でマイナンバーを用いる対象となる事務

(「練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針(素案)」より)

第6章 マイナンバー制度の活用における具体的な取組 (P23~)		
添付書類の省略等による利便性の向上等の効果が見込まれる事務において、マイナンバーを利用		
○ 番号法に規定されているものとしてマイナンバーを利用する事務【36事務】(P25)		
1	被災者の生活再建支援業務実施にかかる被災者台帳の作成事務	危機管理課
2	個人住民税の賦課および徴収事務	税務課・収納課
3	軽自動車税の賦課および徴収事務	
4	国民健康保険事務(資格、賦課、給付、収納)	国保年金課・収納課
5	国民年金事務	
6	特別障害給付金事務	国保年金課
7	後期高齢者医療制度事務(資格、賦課、給付、収納)	
8	戦没者戦没者遺族等の援護に関する事務	福祉部管理課
9	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	
10	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する事務	
11	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	
12	戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に関する事務	
13	障害支援区分および区分変更の認定に関する事務	障害者サービス調整担当課
14	障害児通所給付費の支給等に関する事務(支給申請の受理、給付決定等)	
15	入院助産事業に関する事務	
16	母子生活支援施設に関する事務	
17	生活保護事務	
18	母子および父子福祉資金の貸付および償還に関する事務	総合福祉事務所
19	高齢者施設入所に関する事務	
20	練馬区ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関する事務	
21	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務	
22	障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給に関する事務	
23	中国残留邦人等支援給付金の支給に関する事務	
24	障害者総合支援法による自立支援給付金の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(身体障害者、知的障害者対象)	
25	介護保険事務	介護保険課
26	妊娠届による母子健康手帳交付事務	
27	未熟児養育医療給付事務	健康推進課
28	妊婦高血圧症候群等医療費助成事務	
29	予防接種に関する事務	
30	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による事務	保健予防課
31	障害者総合支援法による自立支援給付金の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(精神障害者対象)	
32	区営住宅等管理事務	住宅課
33	児童扶養手当の支給に関する事務	
34	特別児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課
35	児童手当の支給に関する事務	
36	保育給付支給認定事務および保育利用調整等事務	保育課

○ 審査を行う国や都の対応によりマイナンバーの利用が見込まれる事務【5事務】(P27)		
1	身体障害者手帳に関する事務	総合福祉事務所
2	小児慢性医療費助成事務	
3	精神保健福祉手帳の交付に関する事務	保健予防課
4	自立支援医療(精神病院)の実施等に関する事務	
5	難病患者に対する事務	

○ 条例で規定することによりマイナンバーを利用する事務【16事務】(P28)		
1	心身障害者福祉手当事務	
2	心身障害者福祉タクシー事業事務	
3	心身障害者自動車燃料費助成事業事務	
4	心身障害者(児)紙おむつ支給事務	
5	高齢者紙おむつ等支給事務	総合福祉事務所
6	応急小口資金貸付事務	
7	高等学校進学準備資金貸付事務	
8	女性福祉資金貸付事務	
9	高齢者および心身障害者の入院資金貸付事務	
10	生業資金償還事務	
11	生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減事務	介護保険課
12	区立高齢者集合住宅管理事務	住宅課
13	就学援助費の支給に関する事務	学務課
14	児童育成手当事務	子育て支援課
15	ひとり親家庭等医療費助成事務	
16	児童虐待対応事務	練馬子ども家庭支援センター